

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2019年10月24日

東京都作業部会確認年月日 2019年10月25日

事業名 清掃業務委託

案件名 清掃業務委託について（その1）（特別契約案件）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、競技会場においてアスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な事業であり、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2:1:1の割合で負担する事項と考える。 発注予定金額は、V3予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は競技会場の運営に必要な清掃業務に関する事業であり、競技会場内の状況を把握する組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 競技会場において、アスリートに清潔で衛生的な環境を整えるために本事業は必要である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 期間別の人員体制の精査、業務管理費の縮減、一般管理を計上しないなど、効率性に配慮していることを、組織委員会からのヒアリングにより確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、13会場の見積書及び入札による清掃業務委託の予定価格（最低見積）、並びに同種の業務委託を比較して単価を確認していることを、組織委員会からのヒアリングにより確認した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件にかかる費用は、競技会場におけるアスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な清掃業務に係るものである。また、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。